

	労災保険	雇用保険
一般労働者 ※短時間労働者 (パートタイマー、 アルバイト等)含む	年齢・国籍・時間・日数・期間を 問わず対象となります。	一般被保険者 ① 1週間の所定労働時間が 20時間以上であること ② 31日以上引き続き雇用され ることが見込まれること 上記の条件に当てはまれば、 年齢や本人の希望の有無に 関わりなく、適用されます。
日雇労働者	年齢・国籍・時間・日数・期間を 問わず対象となります。 ※詳細は管轄の労働基準監督署に ご相談ください。	日雇労働被保険者 日々雇用される者または30日以内 の期間を定めて雇用される者 ※連続する2月の各月において18日 以上同一事業主の適用事業に雇用され た場合、または同一の事業主の適用事 業に継続して31日以上雇用された場合 は一般被保険者または短期雇用特例被 保険者として取り扱われます。
季節的に雇用 される者	年齢・国籍・時間・日数・期間を 問わず対象となります。	短期雇用特例被保険者 季節的に雇用される者のうち、次の いずれにも該当しないもの イ. 4か月以内の期間を定めて 雇用される者 ロ. 1週間の所定労働時間が 30時間未満である者 ※同一の事業主に引き続き雇用された 期間が1年以上となるに至った時は、 一般被保険者または高齢被保険者と なります。
派遣労働者	派遣元事業場で適用	派遣元事業場で適用 ※労働契約の内容が上記①②の 条件に該当する場合
学生・生徒	年齢・国籍・時間・日数・期間を 問わず対象となります。 ※アルバイトも対象です。	昼間学生は基本的に被保険者となりま せんが、条件によっては被保険者とな る場合がありますので、詳細は管轄の ハローワークにてご確認ください。
事業主と同居の 親族	基本的には対象となりませんが、条件 によっては被保険者となる場合があり ますので、管轄の労働基準監督署にご 相談ください。	基本的には対象となりませんが、条件 によっては被保険者となる場合があり ますので、管轄のハローワークにご相 談ください。
法人の役員		
船員	船舶所有者に雇用されている船員	船舶所有者に雇用されている船員は基 本的に対象となりますが、一部適用除 外となる条件がありますので、管轄の ハローワークにてご確認ください。

※ 上記は一例です。詳しくは管轄の労働基準監督署またはハローワーク
にて、ご確認ください。